

会議の名称 令和7年度第1回臨時教育委員会
日 時 令和7年7月8日（火）
午前9時から午前9時5分まで
場 所 北庁舎2階 第5会議室

出席者

教育長	大澤孝明
委員	川上雅也
委員	細川修
委員	安藤京子
委員	宗絵美子
事務局	
教育部長	山端剛史
教育部次長兼教育総務課長	若杉玲子
教育総務課指導主事	山本武史
教育総務課課長補佐（庶務教育担当）	山田克仁
教育総務課課長補佐（施設担当）	岩崎大輔
教育総務課庶務教育係長	宇井正幸

傍聴者

0人

会議の公開・非公開

公開

審議の概要

議題

教科書採択について

議事録署名者

細川委員

議事録

教育長	令和7年度第1回臨時教育委員会を始めます。 本日の議事録署名者は、細川委員にお願いします。 それでは、議事に入ります。事務局の提案をお願いします。
事務局	それでは、令和8年度使用小中学校教科用図書の採択に係る全体概要を説明します。資料1をご覧ください。これは、愛知県教育委員会が示す教科用図書の採択基準ですが、基本的な方針として1に示されたとおり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法

律の規定に基づいて実施することとなっています。また、3から6に示されたように、採択地区協議会を設けて慎重かつ公正に、綿密な調査研究に基づき、種目ごとに一種選定することとなっています。次に、採択にあたって準拠すべき事項として、1及び2に示されたように、令和8年度使用小・中学校教科用図書について、市町村教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択することとなっています。これは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条において、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」、また、同施行令の第15条において、「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。」とあるためです。3以下については、特別支援学校、県立、私立学校に関することですので省略します。

以上のことを踏まえ、資料2をご覧ください。上段が小学校、下段が中学校となります。小学校、中学校ともに全種目選定替えはなく、引き続き同じものを採択することになります。

- 教育長 何か御意見や御質問等ありますか。
- 委員 今後、紙とデジタルを併用した運用が始まるかと思しますので、その時期になったら検討いただきたいです。
- 教育長 ありがとうございました。それでは、長久手市としては、提案があったとおりに、令和8年度使用教科用図書として承認してよろしいですか。
- 委員 (異議なし)
- 教育長 全員賛成で承認します。これで、臨時教育委員会を終了します。